

県職交渉（R4確定①）概要

- 1 日時 令和4年11月1日（火）
- 2 場所 審理審問室
- 3 出席者 【当局】行政経営部長、人事課長外
【組合】委員長、副委員長、書記長外
- 4 議題 情報職の処遇改善、時間外勤務、両立支援、定年引上げ・再任用職員、会計年度任用職員、通勤手当

【参考】R4 確定交渉① 提案内容

- 令和4年4月の公民較差に基づく給与改定は人事委員会勧告を尊重する考え方の下、給料表については、人事委員会勧告どおり改定したいと考えている。
- 高度な専門的知識を有する情報職については、初任給調整手当により給与水準を調整し、月額50,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から10年以内の期間支給することが適当であるとの人事委員会勧告を踏まえ、検討を進めて参りたいと考えている。

項目	組合主張	当局回答
情報職の処遇改善	<ul style="list-style-type: none"> ○そもそも処遇改善は必要なのか。 ○資格を持った職業訓練校の情報科の指導員も対象になるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○県政とデジタルをつなぐことが必要になるが、ベンダーと対等に話ができ、情報職をリードし、新卒を指導する中核人材が必要である。 ○情報職が対象となり、資格を持っているだけではない。
時間外勤務	<ul style="list-style-type: none"> ○人事委員会勧告で、特例適用について不相当な事例もあると言及されているぞ。 ○勧告では、若手職員のメンタルヘルスについても触れられているが、考えはあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各局が集まる会議で周知している。 ○仕事が要因の場合は所属長がまず対応し、保健師、産業医、人事課も入る取組は継続してやっていく。
両立支援	<ul style="list-style-type: none"> ○本庁の休憩室は周知しているのか。 ○不妊治療のための休業は、他県で制度化されている事例もあるぞ。 ○他県では、実質休業のような休暇もあるぞ。 	<ul style="list-style-type: none"> ○人事課の職員健康担当にある。 ○今年度から不妊治療休暇の日数を増やしたところであり、まずは状況を見たい。 ○先進的な県の状況を把握したい。
定年引上げ・再任用職員	<ul style="list-style-type: none"> ○役職定年者は課内全体のサポート、その他の者はグループ・係内のサポートについて説明してくれ。 ○定年引上げ者と再任用の差が許容範囲を超えている。 ○高齢者部分休業は自己都合で取り消せるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○役職定年者は課長や参事を経ているので既存の業務をする中でそういう役割を念頭においてほしい。 ○検討中だ。
会計年度任用職員	<ul style="list-style-type: none"> ○現在の給与水準では、募集しても応募がなく、改善しないと県民サービスができなくなるぞ。 	<ul style="list-style-type: none"> ○給与については、常勤職員の給料表の改定に準拠して改善していきたい。
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ○長距離通勤はしんどいという声が届くが、どう思っているのか。 ○持出しがないようにしてくれ。 	<ul style="list-style-type: none"> ○毎日、雨の中でも長距離通勤をしないとイケないため、ストレス、疲れがたまっているという声を聞いている。 ○持出しがある職員が一定数いることは引き続き課題意識をもって検討している。